

令和4年5月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書

(令和4年度5月補正予算等関係)

地域づくり推進部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

## 令和4年5月定例会議案説明資料目次

地域づくり推進部

### 【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第2号	令和4年度鳥取県一般会計補正予算(第2号)		
	1	補正予算説明資料	3
		(総括表)	4
		地域交通政策課	
	2	歳入歳出事項別明細書	5
	3	節の明細	7

### 【予算関係以外】

(議 案)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第4号	鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例	市町村課	8

議案説明資料総括表

地域づくり推進部

(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
中山間・地域交通局 地域交通政策課	851,422	6,000	857,422	6,000				
地域づくり推進部 計	10,546,613	6,000	10,552,613	6,000				

説明

【主な事業】

(地域交通政策課)

- ・ (新) みんなでエンジョイ！！JR等公共交通利用促進事業

6,000 千円

令和4年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

3目 交通対策費

地域交通政策課（内線：7100）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) みんなでエンジョイ！！JR等公共交通利用促進事業	0	6,000	6,000	6,000				
トータルコスト	0	6,789	6,789	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	委託、補助金事務				
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

人口減少やコロナ禍の影響等により、JRを始めとした鉄道・バス等の公共交通事業者を取り巻く環境は一層厳しいものとなっており、JR西日本では路線の減便や、一部路線の収支状況の公表が行われている。

こうした中で、将来にわたり公共交通の維持・存続を図っていくためには、地域が一丸となって公共交通を利用し、公共交通事業者の運行維持にも貢献していただくことが必要となっていることから、県民や観光客等によるJR等をはじめとした公共交通の利用を促進するキャンペーン等を実施する。

2 主な事業内容

(単位：千円)

事業内容	予算額
1 鉄道の観光利用に合わせた利用促進キャンペーン 夏休み期間等における鉄道の観光利用を促進するため、乗客への記念品配布や観光利用に合わせた沿線イベントの開催等を行う。	6,000
2 JR等をはじめとする公共交通利用促進 県内小学生に対する鉄道等公共交通をテーマとした夏休みの自由研究の募集や、公共交通利用者によるSNS発信を活用したJR等公共交通利用促進キャンペーン等を行う。	

3 事業目標・取組状況・改善点

○事業目標

コロナ禍でさらに厳しい環境に置かれているJRを始めとした鉄道・バス等の公共交通事業者を支援し、県民一人ひとりが公共交通に対する課題意識を持つとともに利用を喚起する。

○取組状況

5月16日に開催した官民連携の「みんなで乗りたくなる公共交通利用促進協議会」において、「公共交通乗ってecoh（行こう）！県民運動」を開始した。

令和4年度一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(地域づくり推進部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費									
				うち地域づくり推進部						
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	2項 企画費			
							補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	635,679		635,679	148,721		148,721	140,910		140,910	
2 給 料	3,078,577		3,078,577	752,004		752,004	744,408		744,408	
3 職員手当等	4,983,179		4,983,179	401,650		401,650	388,623		388,623	
4 共 済 費	1,135,591		1,135,591	278,424		278,424	275,072		275,072	
5 災 害 補 償 費	500		500							
6 恩給及び退職年金	5,424		5,424							
7 報 償 費	308,446	3,000	311,446	18,886		18,886	15,524		15,524	
8 旅 費	236,104		236,104	50,201		50,201	39,545		39,545	
費用弁償	39,084		39,084	12,043		12,043	10,003		10,003	
普通旅費	148,299		148,299	19,881		19,881	14,282		14,282	
特別旅費	48,721		48,721	18,277		18,277	15,260		15,260	
9 交 際 費	2,900		2,900	300		300	100		100	
10 需 用 費	568,524	2,687	571,211	114,286		114,286	34,071		34,071	
11 役 務 費	637,542	218	637,760	51,829		51,829	25,727		25,727	
12 委 託 料	6,286,559	46,701	6,333,260	2,727,864	3,000	2,730,864	2,294,303	3,000	2,297,303	
13 使用料及び賃借料	1,106,706		1,106,706	36,536		36,536	23,767		23,767	
14 工 事 請 負 費	2,758,663	80,961	2,839,624	1,915,545		1,915,545	1,737,924		1,737,924	
15 原 材 料 費	565		565	565		565	565		565	
16 公有財産購入費										
17 備 品 購 入 費	82,569		82,569	43,083		43,083	43,083		43,083	
18 負担金、補助及び交付金	10,654,812	132,588	10,787,400	3,196,720	3,000	3,199,720	1,632,964	3,000	1,635,964	
19 扶 助 費	900		900							
20 貸 付 金										
21 補償、補填及び賠償金	1,800		1,800							
22 償還金、利子及び割引料	170,200		170,200							
23 投資及び出資金										
24 積 立 金	826,681		826,681	700,175		700,175	700,175		700,175	
25 寄 付 金	30,800		30,800	30,800		30,800	30,800		30,800	
26 公 課 費	356		356							
27 繰 出 金	10,000		10,000							
予 備 費										
計	33,523,077	266,155	33,789,232	10,467,589	6,000	10,473,589	8,127,561	6,000	8,133,561	
財 源 内 訳	国庫支出金	5,118,820	43,469	5,162,289	1,079,422	6,000	1,085,422	597,317	6,000	603,317
	地方債	2,159,000	80,000	2,239,000	1,710,000		1,710,000	1,499,000		1,499,000
	その他	1,913,754		1,913,754	1,389,117		1,389,117	1,018,577		1,018,577
	一般財源	24,331,503	142,686	24,474,189	6,289,050		6,289,050	5,012,667		5,012,667

令和4年度一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(地域づくり推進部)

(単位:千円)

節	款 項 目	2款 総務費			地域づくり推進部 合計		
		うち地域づくり推進部					
		2項 企画費					
		3目 交通対策費					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬				148,721		148,721
2	給料				752,004		752,004
3	職員手当等				401,650		401,650
4	共済費				278,424		278,424
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	報償費	766		766	18,986		18,986
8	旅費	2,045		2,045	50,751		50,751
	費用弁償				12,043		12,043
	普通旅費	1,400		1,400	19,881		19,881
	特別旅費	645		645	18,827		18,827
9	交際費				300		300
10	需用費	1,419		1,419	114,286		114,286
11	役務費	1,350		1,350	51,829		51,829
12	委託料	73,833	3,000	76,833	2,730,514	3,000	2,733,514
13	使用料及び賃借料	700		700	36,536		36,536
14	工事請負費				1,915,545		1,915,545
15	原材料費				565		565
16	公有財産購入費						
17	備品購入費				43,083		43,083
18	負担金、補助及び交付金	771,134	3,000	774,134	3,272,444	3,000	3,275,444
19	扶助費						
20	貸付金						
21	補償、補填及び賠償金						
22	償還金、利子及び割引料						
23	投資及び出資金						
24	積立金	175		175	700,175		700,175
25	寄付金				30,800		30,800
26	公課費						
27	繰出金						
	予備費						
	計	851,422	6,000	857,422	10,546,613	6,000	10,552,613
財源内訳	国庫支出金	189,400	6,000	195,400	1,091,144	6,000	1,097,144
	地方債				1,710,000		1,710,000
	その他	175		175	1,389,907		1,389,907
	一般財源	661,847		661,847	6,355,562		6,355,562

節 の 明 細

項	目	金額（千円）等
2 款	総務費	
	2 項 企画費	
	3 目 交通対策費	
	負担金、補助 及び交付金	鳥取型MaaSによる地域交通サービス化推進事業補助金
		3,000

条 例 名 等	鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例
提 出 理 由 及 び 概 要	<p><b>1 提出理由</b></p> <p>公職選挙法施行令の一部が改正され、国政選挙における公職の候補者の選挙運動用自動車の使用等に関する公営制度の基準額が引き上げられたことに鑑み、県議会議員選挙及び県知事選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に係る基準額を引き上げるものである。</p> <p><b>2 概要</b></p> <p>(1) 自動車の使用に関する基準額</p> <p>ア 自動車の借入れ</p> <p>新 1万6,100円/日</p> <p>旧 1万5,800円/日</p> <p>イ 燃料供給</p> <p>新 7,700円×選挙運動に使用した日数</p> <p>旧 7,560円×選挙運動に使用した日数</p> <p>(2) ビラ作成に関する基準額(1枚当たり単価)</p> <p>ア 作成枚数が5万枚以下の場合</p> <p>新 7円73銭</p> <p>旧 7円51銭</p> <p>イ 作成枚数が5万枚を超える場合</p> <p>新 <math>[38万6,500円 + 5円18銭 \times (作成枚数 - 5万枚)] \div 作成枚数</math></p> <p>旧 <math>[37万5,500円 + 5円2銭 \times (作成枚数 - 5万枚)] \div 作成枚数</math></p> <p>(3) ポスター作成に関する基準額(1枚当たり単価)</p> <p>ア ポスター掲示場数が500以下の場合</p> <p>新 <math>(31万6,250円 + 541円31銭 \times 掲示場数) \div 掲示場数</math></p> <p>旧 <math>(31万500円 + 525円6銭 \times 掲示場数) \div 掲示場数</math></p> <p>イ ポスター掲示場数が500を超える場合</p> <p>新 <math>[58万6,905円 + 28円35銭 \times (掲示場数 - 500)] \div 掲示場数</math></p> <p>旧 <math>[57万3,030円 + 27円50銭 \times (掲示場数 - 500)] \div 掲示場数</math></p> <p><b>3 施行期日等</b></p> <p>(1) 施行期日は、公布日とする。</p> <p>(2) 改正後の条例が適用される選挙を定める。</p>



鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する  
条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例  
(平成6年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県費の支払)</p> <p>第5条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>1万6,100円</u>を超える場合には、<u>1万6,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の<u>規定による</u>届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、選挙管理委員</p>	<p>(県費の支払)</p> <p>第5条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>1万5,800円</u>を超える場合には、<u>1万5,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、選挙管理委員会規則で定</p>

会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

(県費の支払)

第9条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円73銭

(2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 38万6,500円に5円18銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

(県費の支払)

第12条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該掲示場用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当

めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

(県費の支払)

第9条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円51銭

(2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 37万5,500円に5円2銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)

(県費の支払)

第12条 県は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該掲示場用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ポスタ

<p>該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>31万6,250円</u>を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下同じ。）</p> <p>(2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>58万6,905円</u>を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p>	<p>一の作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>525円6銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>31万500円</u>を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下同じ。）</p> <p>(2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>27円50銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>57万3,030円</u>を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。